平成２４年（フ）第３８８５号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目２番18号　大黒荘102
債務者　鈴木　豊文
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９５７号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘６丁目12番地の４
債務者　安田　貴子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２５８号
大阪市平野区加美北３丁目７番19号ツールシャトー光303
債務者　松山こと　李　　利明
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２６４号
大阪市港区南市岡３丁目３番21号
債務者　いのうえこと　井上　　岬
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２９９号
大阪府大東市御供田２丁目17番33号　北から２戸目
債務者　譽田　　薫
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３３０号
大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　勝本　秀之
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３５６号
大阪府寝屋川市春日町29番７号
債務者　濵渕　　香
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３８１号
大阪府枚方市東中振２丁目17番８―101号
債務者　朝野　　勲
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３８２号
大阪市東成区深江北１丁目12番15―204号
債務者　松本　順子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５１５号
大阪市西成区天下茶屋２丁目15番１号
債務者　脇　　穏功
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５４５号
大阪市淀川区塚本２丁目３番18号　アービング塚本203号
債務者　明石　　薫
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５５３号
大阪市港区市岡１丁目14番10号　アヴァンス弁天町403号
債務者　黒岩　博幸
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５７７号
大阪市都島区毛馬町１丁目21番24号
債務者　大西サチコ
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５８９号
大阪市平野区喜連５丁目３番８号　ＬＫフレンスイーダー202号室
債務者　小林　吉丸
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２６号
川崎市多摩区長沢４丁目41番20号　ペティグリィワン203
債務者　荻野　治美
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３４号
川崎市多摩区菅馬場１丁目20番２号　下島建設ビル201号
債務者　蒲地庄次郎
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３８号
川崎市中原区下小田中３丁目１番９号　カーサワタナベⅡ205
債務者　安藤世都子
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係